

平成 29 年度 法務省委託成果物一括発送に係る梱包・発送業務に関する見積競争（仕様書）

1. 発注業務内容

リーフレット等の梱包・発送業務

2. 仕様等

(1) 発送先

法務局・地方法務局 50 か所

※各発送先への発送物は、別紙参照。

※発送先の所在地等のデータは、決定した業者に提供する。

(2) 発送物

①リーフレット「部落差別の解消の推進に関する法律周知リーフレット」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

②リーフレット「外国人入国相談用冊子 英語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

③リーフレット「外国人入国相談用冊子 中国語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

④リーフレット「外国人入国相談用冊子 韓国語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

⑤リーフレット「外国人入国相談用冊子 フィリピン語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

⑥リーフレット「外国人入国相談用冊子 ポルトガル語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

⑦リーフレット「外国人入国相談用冊子 ベトナム語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

⑧リーフレット「外国人入国相談用冊子 日本語版」

形態：A4 判 三つ折り 1 枚（コート紙 110kg）

(3) 送付状の印刷

発送先 1 件ごとに送付状（A4 判片面・墨一色）を各 1 枚、同梱する。

※送付状は、全 1 種類。

送付状用紙は支給しない。

送付状データ（PDF）は、当センターより提供する。

(4) 発送物の納入

・ 梱包用紙、封筒は支給しない。

・ (2) の発送物は、制作会社から直接受託者に送付する（運賃は制作会社の負担）。

(5) 発送方法

発送物の納入時期は成果物ごとに異なるため、発送物の納入後から発送までの間、受託者が保管すること。なお、保管に要する経費は受託者負担とする。

発送物の配達状況及び到着日等が追跡・確認できる方法で発送する。

・ 発送物： 「(2)の①～⑧」

・ 送付状：1種類

・ 発送物の納入日：

「(2)の①」2017(平成29)年9月1日(金)までに納入予定。

「(2)の②～⑧」2017(平成29)年9月19日(火)までに納入予定。

・ 期限： 2017(平成29)年9月29日(金)までに必着。

3. 応募概要

(1) 提出書類

①見積書

※見積金額の内訳、税抜、税込金額等がわかるように明記すること。

②工程表

③国の一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(2) 提出期限 2017(平成29)年8月29日(火) 15:00まで

4. スケジュール(予定)

2017/8/29(火) 15:00	見積書提出締切
2017/9/1(金)	発送物「(2)の①」納品 発送先及び送付状データ提供
2017/9/19(火)	発送物「(2)の②～⑧」納品
2017/9/29(金)	発送先必着

5. その他

- (1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (2) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (3) 受託者は発送後に、発送した証拠となる書面(伝票、送り状等)を提出すること。
- (4) 発送先が移転等の理由により返送された場合は、状況を把握し、当センターに報告すること。
- (5) 本件を実施するに当たって、知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (6) 本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (7) 請求書は全業務完遂後に発行すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。

6. 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が代替した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 監督職員： 公益財団法人人権教育啓発推進センター
事務局長事務取扱 南朗子
- (2) 検査職員： 公益財団法人人権教育啓発推進センター
総務・経理グループ総括マネージャー 上杉憲章

7. 提出・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業第6グループ 正岡

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 (代表) / FAX 03-5777-1803

Eメール masaoka@jinken.or.jp

Twitter公式アカウント @Jinken_Center (https://twitter.com/Jinken_Center)

YouTube人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

URL <http://www.jinken.or.jp/>